

保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業実施要綱

制 定 令和5年10月13日こ保対第546号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、保育所等を利用できず保留となっている児童（以下「対象児童」という。）を、自宅から距離のある保育所等に送迎する際のタクシー利用料金等に充当可能な電子チケット（以下、「電子チケット」という。）を補助するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 電子チケットの交付については、この要綱に定めるもののほか、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業利用規約に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱（以下、「利用調整要綱」という。）の例のほか、次の各号に定めるところによる。

（1）保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定するもののうち、法第35条第4項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（2）認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（3）小規模保育事業

法第6条の3第10項に規定するもののうち、法第34条の15第2項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（4）年度限定保育事業

横浜市年度限定保育事業実施及び助成金交付要綱第1条第1項に規定する横浜市年度限定保育事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の交付を受けることができる者は、当該年度の初日の前日における満年齢が、年度限定保育事業を利用する場合は1歳及び2歳、小規模保育事業を利用する場合は2歳である対象児童に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者であって、市内に住民票を有し、現に当該住所地（以下、「自宅」という。）に居住している者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第

51号)第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者は、補助の対象としない。

(補助の要件)

第4条 この補助は、原則として、補助対象者が第2項又は第3項のいずれかの要件を全て満たした場合に交付する。

2 対象児童が年度限定保育事業を利用する場合は、原則として、次の各号に掲げる要件を全て満たした補助対象者が、年度限定保育事業を実施する保育所、認定こども園及び小規模保育事業（以下、「年度限定保育事業実施園」という。）に利用が内定し入所することを要件として交付する。

- (1) 補助対象者は、利用調整要綱第4条第7項に基づき発行された当該年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書（以下「保留通知書」という。）の交付を受けた日以降においても引き続き保育所等の利用を申請しており、保留となっていること。
- (2) 自宅の最寄りのバス停から当該年度限定保育事業実施園の最寄りのバス停まで乗り換えずに到達することができないなど、バス等を利用して対象児童を送迎することが容易ではないこと。
- (3) 自宅から当該年度限定保育事業実施園までおおむね2キロメートル以上の距離があること。

3 対象児童が小規模保育事業を利用する場合は原則として、次の各号に掲げる要件を全て満たした補助対象者が、小規模保育事業に利用が内定し入所することを要件として交付する。

- (1) 補助対象者は、利用調整要綱第4条第7項に基づき発行された当該年度の保留通知書の交付を受けた日以降においても引き続き保育所等の利用を申請しており、保留となっていること。
- (2) 補助対象者は、保留通知書の交付を受けた日以降に追加して当該小規模保育事業を、対象児童の利用を希望する施設・事業として申請（以下、「追加申請」という。）していること。
- (3) 自宅の最寄りのバス停から当該小規模保育事業の最寄りのバス停まで乗り換えずに到達することができないなど、バス等を利用して対象児童を送迎することが容易ではないこと。
- (4) 自宅から当該小規模保育事業までおおむね2キロメートル以上の距離があること。
- (5) 第2号の申請を行った日が属する月の1日時点で当該小規模保育事業が入所可能であることが公表されており、かつ補助対象者が交付を受けている保留通知書の希望施設・事業所名欄に記載がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条第2項の

年度限定保育事業実施園又は前条第3項の小規模保育事業（以下、「補助利用施設」という。）に送迎するためにタクシーの利用に要した費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) タクシー乗車料金
- (2) 迎車料金及び予約料金等の市長が認めたオプション料金等

（補助対象期間）

第6条 補助対象とする期間は、補助対象者が前条のタクシーの利用を開始した日の属する月から、補助利用施設を退園した日又は第4条第2項若しくは第3項に掲げる要件を満たさなくなった日の属する月又は当該年度の3月のいずれか早い月とする。

（補助の上限額）

第7条 1回の送迎あたりの補助の上限額は、対象児童の自宅と補助利用施設の片道の距離ごとに以下のとおりとする。

距離	1回の送迎の上限金額（片道）
2.0km 以上3.0km 未満	2,000円
3.0km 以上4.0km 未満	2,500円
4.0km 以上	3,000円

2 補助については、電子チケットの交付により行うものとし、電子チケットは1日2回までの使用とする。

（利用の計画）

第8条 小規模保育事業を利用して補助の交付を受けようとする者（以下、「申請者（小規模保育事業）」という。）は、以下の必要書類を小規模保育事業の追加申請の際に提出しなければならない。

- (1) 保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業事前計画書（第1号様式）
- (2) 保留通知書の写し

（計画の承認）

第9条 市長は、前条に基づき事前計画の提出があった場合は、その内容を審査して、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業事前計画（変更）確認通知書（第2号様式）又は保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業事前計画（変更）不承認通知書（第3号様式）をもって申請者（小規模保育事業）に通知する。

（計画内容の変更）

第10条 申請者（小規模保育事業）は、事前計画の提出後に、計画内容の変更を行う

場合には、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業事前計画変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（補助の申請）

第11条 申請者（小規模保育事業）は、事前に承認を受けた計画について第4条第3項に掲げる要件を満たしたときは、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 年度限定保育事業を利用して補助の交付を受けようとする者（以下、「申請者（年度限定保育事業）」という。）は、以下の書類を年度限定保育事業の利用開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業事前計画書兼補助交付申請書（第6号様式）
- (2) 保留通知書の写し

（交付決定）

第12条 市長は、前条に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助の交付を決定することができる。

3 市長は、補助の交付の決定をしたときは、小規模保育事業又は年度限定保育事業を利用して補助の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）に対し、速やかに、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助交付決定通知書（第7号様式）により通知を行うものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果により、適正と認められない場合には、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助不交付決定通知書（第8号様式）をもって、申請者に通知する。

（変更申請）

第13条 申請者は、補助の決定後に、申請内容に変更が生じた場合には、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助取下兼変更申請書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 申請内容の取下又は変更が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更決定）

第14条 市長は、前条に基づき申請があった場合は、その内容を審査して変更の可否を決定し、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助取下決定兼変更決定通知書（第10号様式）又は保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助変更却下通知

書（第 11 号様式）をもって申請者に通知する。

（補助交付の時期及び請求）

- 第 15 条 補助交付を請求する時期は、申請者が交付決定又は変更決定の通知を受けた後から原則として第 5 条第 1 項のタクシーの利用を開始する前月の 20 日までとする。ただし、小規模保育事業に利用が決定した場合には、速やかに請求すること。
- 2 補助の交付の請求は、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助請求書（第 12 号様式）及び利用予定日を記載した別紙により行うものとする。この際、補助交付申請書において指定されたメールアドレスに電子チケットを受け取るためのコード等を第 5 条第 1 項のタクシーの利用をする前月の末日までに、原則として 1 月分まとめて送付するものとする。
- 3 利用予定が変更になった際は、申請者は速やかに保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業補助変更請求書（第 13 号様式）及び変更後の利用予定日を記載した別紙を提出するものとする。

（電子チケットの使用）

- 第 16 条 電子チケットは、第 11 条及び第 13 条の申請において電子チケットを使用してタクシーで児童の送迎を行う者（以下「電子チケット使用者」という。）として申請し、決定を受けた者及び補助対象者のみが使用できるものとする。ただし、電子チケット使用者として申請できる者は 4 名までとする。
- 2 補助対象者及び電子チケット使用者は原則として、事前に申請した対象児童の自宅から補助利用施設までの送迎経路（以下、「登録送迎経路」という。）を乗車するものとする。ただし、やむを得ない事情により中途降車をした場合を除く。
- 3 送迎経路上で中途降車する場合は、中途降車するまでを電子チケット使用の対象とする。
- 4 次の各号に該当する場合は、原則として電子チケット使用の対象外とする。
- (1) 対象児童の保育所等への送迎を目的とせずに電子チケットを使用する場合
 - (2) 登録送迎経路上で清算せずに一旦降車して、タクシーを待たせておく場合
 - (3) 登録送迎経路から大きく外れて送迎する場合。ただし、工事や交通事情で迂回するなどやむを得ない場合を除く。
 - (4) 登録送迎経路上の乗車地点以外の場所で乗車する場合。ただし、工事や交通事情で迂回するなどやむを得ない場合を除く。
 - (5) 登録送迎経路から大きく外れた場所で降車する場合

（実績報告）

- 第 17 条 補助対象者からの実績報告は、本市が別途委託する配車アプリ運営事業者（以下、「受託者」という。）からの電子チケット使用実績報告及び補助利用施設からの年度限定保育事業又は小規模保育事業の利用実績報告をもって代える。

- 2 受託者からの電子チケット使用実績報告については別途定める。
- 3 補助利用施設からの年度限定保育事業及び小規模保育事業の利用実績報告については、対象児童が補助利用施設を退園した日が属する月の末日の翌日又は当該年度の3月31日の翌日から起算し7日以内に、保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業実績報告書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項に関わらず、市長は、必要があると認めるときは、本補助の執行の状況等に関し、補助対象者及び電子チケット使用者から報告を求めることができる。

（調査及び指示）

- 第18条 補助対象者及び電子チケット使用者は、この要綱による補助の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。
- 2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、補助対象者に対し必要な措置を指示することができる。

（決定の取消し）

- 第19条 市長は、補助対象者が第16条第4項各号に定める場合に電子チケットを使用したこと（以下、「目的外使用」という。）が発覚した場合又は補助対象者が虚偽の申告若しくはその他不正な手段により補助の交付決定を受けたことが発覚した場合は、当該交付決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項に該当する場合、交付決定後に使用した電子チケットの使用額の一部または全額について補助対象者に支払いを求めることができる。

（その他）

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、施行の日から適用する。